

議 案 名	市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について															
制 定 趣 旨	富士見市特別職報酬等審議会の意見を踏まえ、期末手当の支給月数（割合）を0.15月分引き下げるものです。															
制 定 内 容	<p>1 第1条関係及び第2条関係 （市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正） 期末手当の支給月数（割合）の変更及び支給月数（割合）の均等化</p> <table border="1" data-bbox="523 728 1362 1236"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和3年度 期末手当</th> <th>令和4年度以降 期末手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.95月 (支給済み)</td> <td><u>1.875月</u></td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td><u>1.80月</u> (△0.15月)</td> <td><u>1.875月</u></td> </tr> <tr> <td>合計月数</td> <td>3.90月⇒<u>3.75月</u></td> <td><u>3.75月</u></td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>第1条関係 期末手当の支給月数 (割合)の変更</td> <td>第2条関係 期末手当の支給月数 (割合)の均等化</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第3条関係及び第4条関係 （富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正） 期末手当の支給月数（割合）の変更及び支給月数（割合）の均等化</p> <p>第3条関係は第1条関係と、第4条関係は第2条関係と同様です。</p>	区分	令和3年度 期末手当	令和4年度以降 期末手当	6月期	1.95月 (支給済み)	<u>1.875月</u>	12月期	<u>1.80月</u> (△0.15月)	<u>1.875月</u>	合計月数	3.90月⇒ <u>3.75月</u>	<u>3.75月</u>	内容	第1条関係 期末手当の支給月数 (割合)の変更	第2条関係 期末手当の支給月数 (割合)の均等化
区分	令和3年度 期末手当	令和4年度以降 期末手当														
6月期	1.95月 (支給済み)	<u>1.875月</u>														
12月期	<u>1.80月</u> (△0.15月)	<u>1.875月</u>														
合計月数	3.90月⇒ <u>3.75月</u>	<u>3.75月</u>														
内容	第1条関係 期末手当の支給月数 (割合)の変更	第2条関係 期末手当の支給月数 (割合)の均等化														
施 行 日	第1条関係及び第3条関係 令和3年12月1日 第2条関係及び第4条関係 令和4年 4月1日															

市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例14号）及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第13号）新旧対照表

第1条関係 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の180</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の195</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>

第2条関係 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の187.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の180</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>

第3条関係 富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の180</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の195</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>

第4条関係 富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の187.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 <u>略</u></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の180</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>